

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市駒岡地域ケアプラザ
所在地	横浜市鶴見区駒岡4丁目28番5号
事業者指定番号	神奈川県 1470100593号
代表者・連絡先	所長 板山 重樹 TEL 045-570-6601
サービス提供地域	鶴見区、港北区
併設サービス	通所介護事業

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います	1名
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	2名 常勤兼務1名 (管理者含む)

3 サービス提供地域

横浜市鶴見区、港北区

4 営業時間

区分	平日	土曜日
提供時間	9:00～17:30	9:00～17:30

(注) 年末年始(12/29～1/3) 及び法定点検日を除きます。

5 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、法定代理受領の場合、利用者の負担はありません。(利用者の介護保険料の滞納等により、一旦、支払いが生じる場合があります)
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分1キロメートルあたり100円)の支払いが必要となります。

6 当事業所のサービスの方針等

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とする。
- (2) 適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連携調整を行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努める。
- (4) 利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えて頂くことを求める。

7 指定居宅介護支援の提供方法

- (1) 課題の分析について使用する課題分析の方法は課題整理総括表方式を用いる。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

8 指定居宅介護支援の内容

- (1) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (3) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- (6) 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (7) 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- (8) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

9 介護サービス情報の公表及び第三者評価の実施状況について

当事業所では、介護サービス情報の公表を実施しておりますが、居宅介護支援事業所単独での第三者評価は受けておりません。

10 緊急の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連絡先

11 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

1 2 従業員の研修

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内（派遣研修含む）
- (2) 継続研修 年 7 回（派遣研修含む）

1 3 秘密保持

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

1 4 虐待の防止

- (1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

1 5 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 相談窓口、苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

電話番号	0 4 5 - 5 7 0 - 6 6 0 1
FAX 番号	0 4 5 - 5 7 0 - 6 6 0 2
責 任 者	所長 板山 重樹
対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市はまふくコール （横浜市苦情 相談センター）	【所 在 地】 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番 1 0 号 【電話番号】 0 4 5 - 2 6 3 - 8 0 8 4 【対応時間】 月曜日～金曜日 9 : 00～17 : 00
鶴見区福祉保健センター 高齢・障害支援課	【所 在 地】 横浜市鶴見区鶴見中央 3 丁目 2 0 番 1 号 【電話番号】 0 4 5 - 5 1 0 - 1 7 6 8 【対応時間】 月曜日～金曜日 8 : 45～17 : 00
港北区福祉保健センター 高齢・障害支援課	【所 在 地】 横浜市港北区大豆戸町 2 6 番地 1 【電話番号】 0 4 5 - 5 4 0 - 2 3 2 5 【対応時間】 月曜日～金曜日 8 : 45～17 : 00
神奈川県国民健康保険団 体連合会（国保連）	【所 在 地】 横浜市西区楠町 2 7 番地 1 【電話番号】 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7 【利用時間】 月曜日～金曜日 8 : 30～17 : 15

1 7 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 横浜鶴声会
代表者名	理事長 晝間 靖裕
本社所在地・電話	横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号 045-583-1833
業務の概要	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所事業、指定通所介護支援事業、指定居宅介護支援事業、地域包括支援センター、保育所
事業所数	3ヶ所

【 説明確認欄 】

交付日 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 事業所名 : 横浜市駒岡地域ケアプラザ

説明者 : 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 氏 名 印

(
 代理人又は立会人
 氏名 印
 (続柄)
)